

広島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十年五月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	介護老人保健施設 阿賀コスモス園	呉市阿賀南三丁目七番一号	平成二〇年五月二〇日